

111 地震保険のしくみ

1 地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生がきわめて不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の復興に役立つ家計地震保険(注)制度の創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が進められていました。

昭和 39 年(1964 年)6 月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和 41 年(1966 年)5 月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足しました。

制度発足時の地震保険の内容は、保険金額の限度額は建物 90 万円、家財 60 万円、支払保険金は全損の場合のみ補償、保険金の総支払限度額は 3,000 億円というものでありましたが、その後数回の改定を経て、現在は次の内容のとおりです。

(注)損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業の様々な危険に対処するために企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。

「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

2 地震保険の内容(平成 16 年 4 月 1 日現在)

地震保険は、居住用建物や家財を対象とする火災保険(住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等)に、原則付帯(注)されます。

地震保険のみを単独で契約することはできません。

(注)地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要となります。

(1) 担保する危険

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害

(2) 保険の目的

居住の用に供する建物および家財(生活用動産)

(3) 保険期間

1 年、長期(2 年～5 年)および 1 年未満の短期の保険期間を設定することができます。

(4) 保険金額

地震保険を付帯する火災保険金額の30%～50%の範囲内で契約者に設定していただきます。ただし、建物(注)は5,000万円、家財は1,000万円が限度です。

(注)マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

(5) 支払保険金

下表のとおり、損害の程度により3区分の支払いが行われます。

保険の目的	損害の程度	保険金支払額
建 物	全 損	保険金額の100%〔ただし、時価額を限度とします。〕
	半 損	保険金額の50%〔ただし、時価額の50%を限度とします。〕
	一 部 損	保険金額の5%〔ただし、時価額の5%を限度とします。〕
家 財	全 損	保険金額の100%〔ただし、時価額を限度とします。〕
	半 損	保険金額の50%〔ただし、時価額の50%を限度とします。〕
	一 部 損	保険金額の5%〔ただし、時価額の5%を限度とします。〕

(6) 損害の認定基準

建物の場合

損害の程度	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積	床上浸水等
全 損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	-
半 損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	-
一 部 損	建物の時価の3%以上20%未満	-	建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合

家財の場合

損害の程度	家財の損害額
全 損	家財の時価の80%以上
半 損	家財の時価の30%以上80%未満
一 部 損	家財の時価の10%以上30%未満

(7) 保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額は、平成16年4月現在、4兆5,000億円となっています。詳しくは、19頁「3当社、損害保険会社および政府の保険責任」をご参照ください。

(8) 地震保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」に従い、損害保険料率算出機構^(注1)が算出します。

$$\text{地震保険料率} = \text{基本料率}(\text{純保険料率} + \text{付加保険料率}) \times (100\% - \text{割引率})$$

地震保険の基本料率の構成は、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と社費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」からなっています。「純保険料率」は、具体的には、国立天文台編の「理科年表」^(注2)に掲載されている過去約 500 年間に発生し被害をもたらした 375 の地震データを活用して算出しています。

(注1)「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率等を算出する団体です。

(注2)文部科学省国立天文台編。天文、気象、地学等自然科学に関する広範囲なデータを取りまとめ、最新の研究、観測等により毎年改定される資料本です。この中の「日本付近のおもな被害地震年代表」が純保険料率算出に使用されています。

基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の目的である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定します。

保険金額 1,000 円、保険期間 1 年につき

(単位：円)

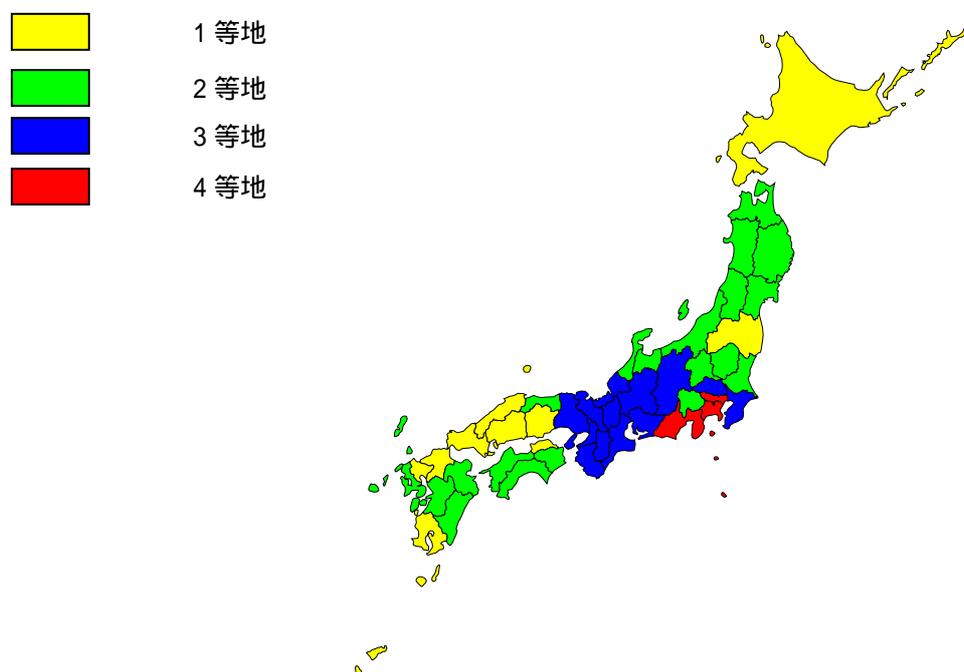
等地別	構造	非木造	木造
	1 等地		0.50
2 等地		0.70	1.65
3 等地		1.35	2.35
4 等地		1.75	3.55

1等地 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県

2等地 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

3等地 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

4等地 東京都、神奈川県、静岡県



〔保険料計算例〕

東京都(4等地)の年間保険料(契約期間1年)

	地震保険金額	鉄筋コンクリート造 マンション	木造モルタル塗建物
建物	1,000万円	17,500円	35,500円
家財	500万円	8,750円	17,750円
合計	1,500万円	26,250円	53,250円

割引率

下記の(イ)・(ロ)の場合に、前頁の基本料率が割り引かれます。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用はできません。

(イ) 建築年割引率

建物が昭和56年6月1日以降に新築されたものおよびその建物に収容された家財である場合

割引率 10%

(ロ) 耐震等級割引率

建物の耐震等級が下記に該当する場合およびその建物に収容された家財である場合

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

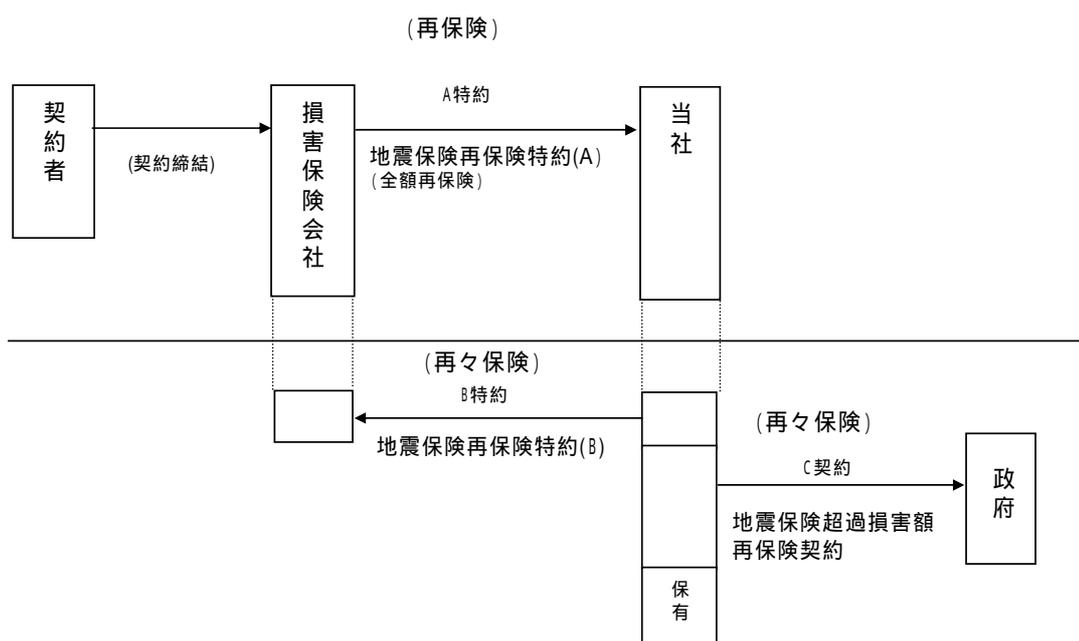
住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度、以下同じ。)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの、以下同じ。)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊等しない程度

3 再保険の仕組み

巨大地震等が発生した場合、高額な保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の担保力には限度がありますので、再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。



損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決定されています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約・・・(契約)〕

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

4 当社、損害保険会社および政府の保険責任

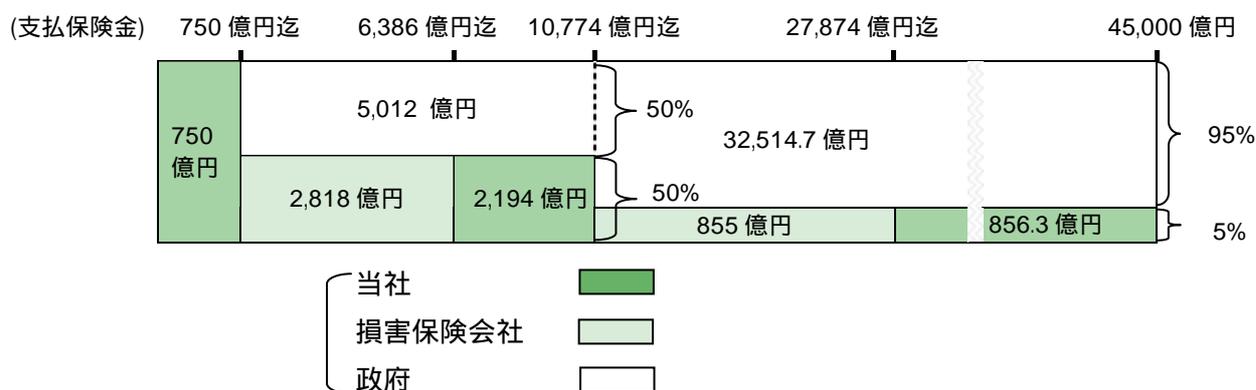
当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

現行の再保険スキームは、平成14年4月1日に次のとおり改定され、1回の地震等につき当社は最大3,800.3億円、損害保険会社は最大3,673.0億円、政府は最大3兆7,526.7億円、と合計4兆5,000億円を負担することになっています。

(1) 責任(負担)限度額

当 社	3,800.3 億円
損 害 保 険 会 社	3,673.0 億円
政 府	3 兆 7,526.7 億円
合 計 (保険金の総支払限度額)	4 兆 5,000.0 億円

(2) 負担方法(再保険スキーム)



(3) 平成15年度末の危険準備金および政府責任準備金の残高

ご契約者が支払われた保険料は、毎年の地震、噴火、津波による保険金の支払いや契約に必要な経費を除いたすべてを、将来の大震災時の支払いに備えて、その運用益と共に準備金として積み立てることが民間の保険会社、政府とも義務付けられています。

当 社	3,597 億円
損害保険会社	3,836 億円
政 府	8,979 億円
合 計	16,412 億円

(注) 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産計上額が含まれています。

(4) 当社、損害保険会社および政府の負担額の詳細例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は次のとおりとなります。

(単位:億円)

支払保険金 負担者	750億円までの 部分	750億円を超え 10,774億円まで の部分	10,774億円を 超え2兆円まで の部分	負担額 合計
当 社	750	2,194	-	2,944.0
損害保険会社	-	2,818	461.3	3,279.3
政 府	-	5,012	8,764.7	13,776.7
合 計	750	10,024	9,226.0	20,000.0

5 保険金支払いの仕組み

契約者が損害保険会社へ保険金の請求を行った後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払われた保険金と同額となります。

6 再保険金の支払状況（地震保険の保険金支払状況）

平成15年度の支払は、宮城県沖・宮城県北部・十勝沖の3地震にかかる再保険金を中心に15,360件（保険証券の件数ベース）、再保険金9,682百万円となりました。主な地震別の支払状況は下記の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
三宅島噴火	平成12年6月29日以降	-	37	95
平成13年芸予地震	平成13年3月24日	6.7	45	22
宮城県沖を震源とする地震	平成15年5月26日	7.1	2,857	1,844
宮城県北部を震源とする地震	平成15年7月26日	6.4	2,427	2,083
平成15年十勝沖地震(注)	平成15年9月26日	8.0	9,940	5,604
その他	-	-	54	33
平成15年度支払再保険金合計	-	-	15,360	9,682

(注)平成15年9月26日に発生した「平成15年十勝沖地震」による再保険金の支払は、「平成13年芸予地震」に次ぐ過去3番目の支払いとなりました。

また、地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位 10 地震等については以下の表のとおりです。

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月 17日	7.3	65,427	78,347
2 平成13年芸予地震	平成 13年 3月 24日	6.7	24,429	16,929
3 平成15年十勝沖地震	平成 15年 9月 26日	8.0	9,940	5,604
4 平成12年鳥取県西部地震	平成 12年 10月 6日	7.3	4,075	2,866
5 宮城県北部を震源とする地震	平成 15年 7月 26日	6.4	2,427	2,083
6 宮城県沖を震源とする地震	平成 15年 5月 26日	7.1	2,857	1,844
7 平成6年北海道東方沖地震	平成 6年 10月 4日	8.2	4,103	1,333
8 平成6年三陸はるか沖地震	平成 6年 12月 28日	7.6	4,172	1,237
9 雲仙普賢岳噴火	平成 5年 4月 28日	-	216	1,134
10 平成5年釧路沖地震	平成 5年 1月 15日	7.5	3,627	989

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,347百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

7 地震保険契約都道府県別保有高および普及率(平成16年3月末現在)

都道府県名	世帯数(A)	地震保険		普及率 (B)/(A)	平均 保険金額	構成割合	
		件数(B)	保険金額			件数	保険金額
	千世帯	千件	百万円	%	千円	%	%
北海道	2,522	405	2,682,337	16.09	6,608	4.74	4.24
青森	551	61	404,244	11.22	6,531	0.72	0.64
岩手	488	40	287,845	8.38	7,035	0.48	0.45
宮城	856	175	1,370,575	20.54	7,789	2.06	2.17
秋田	410	34	240,079	8.42	6,951	0.40	0.38
山形	387	27	209,307	7.13	7,573	0.32	0.33
福島	716	77	561,873	10.76	7,287	0.90	0.89
東北計	3,411	418	3,073,925	12.26	7,353	4.88	4.86
茨城	1,039	160	1,128,123	15.41	7,039	1.87	1.78
栃木	701	87	672,571	12.45	7,699	1.02	1.06
群馬	719	60	459,812	8.36	7,640	0.70	0.73
北関東計	2,461	307	2,260,507	12.51	7,344	3.60	3.57
埼玉	2,660	487	3,343,740	18.32	6,860	5.70	5.29
千葉	2,348	514	3,797,431	21.91	7,381	6.01	6.00
東京	5,776	1,432	10,856,085	24.79	7,581	16.73	17.16
神奈川	3,602	862	6,189,988	23.94	7,176	10.08	9.78
南関東計	14,388	3,296	24,187,245	22.91	7,337	38.52	38.23
新潟	810	90	656,611	11.20	7,236	1.06	1.04
富山	367	27	239,696	7.35	8,871	0.32	0.38
石川	417	44	368,030	10.65	8,286	0.52	0.58
福井	260	26	236,471	10.29	8,816	0.31	0.37
山梨	319	57	533,775	18.07	9,258	0.67	0.84
長野	777	57	537,288	7.40	9,344	0.67	0.85
北陸・甲信越計	2,952	304	2,571,873	10.30	8,456	3.55	4.07
岐阜	701	123	927,708	17.62	7,508	1.44	1.47
静岡	1,347	297	2,161,642	22.10	7,259	3.48	3.42
愛知	2,634	692	5,196,297	26.29	7,502	8.09	8.21
三重	672	105	815,963	15.70	7,726	1.23	1.29
中部計	5,356	1,219	9,101,611	22.77	7,463	14.25	14.39
滋賀	460	47	369,590	10.26	7,828	0.55	0.58
京都	1,048	125	966,842	12.00	7,685	1.47	1.53
大阪	3,657	623	4,428,449	17.04	7,106	7.28	7.00
兵庫	2,187	282	2,107,415	12.90	7,472	3.30	3.33
奈良	525	70	563,094	13.44	7,974	0.83	0.89
和歌山	411	54	423,118	13.24	7,776	0.64	0.67
近畿計	8,289	1,203	8,858,511	14.51	7,362	14.06	14.00
鳥取	216	28	226,000	13.17	7,908	0.33	0.36
島根	267	21	183,751	8.18	8,405	0.26	0.29
岡山	732	78	575,428	10.76	7,306	0.92	0.91
広島	1,161	220	1,626,625	19.00	7,369	2.58	2.57
山口	620	68	546,710	11.04	7,981	0.80	0.86
中国計	2,998	418	3,158,517	13.95	7,548	4.89	4.99
徳島	305	40	357,784	13.30	8,807	0.47	0.57
香川	389	57	486,186	14.85	8,396	0.68	0.77
愛媛	603	79	612,803	13.19	7,696	0.93	0.97
高知	341	57	416,270	16.72	7,281	0.67	0.66
四国計	1,641	235	1,873,044	14.34	7,959	2.75	2.96
福岡	2,023	313	2,246,547	15.49	7,168	3.66	3.55
佐賀	293	15	125,744	5.43	7,890	0.19	0.20
長崎	591	33	251,433	5.64	7,548	0.39	0.40
熊本	690	111	843,768	16.20	7,539	1.31	1.33
大分	480	54	453,883	11.32	8,353	0.63	0.72
宮崎	475	68	499,958	14.49	7,248	0.81	0.79
鹿児島	759	117	806,158	15.49	6,849	1.38	1.27
沖縄	501	33	272,015	6.74	8,057	0.39	0.43
九州・沖縄計	5,815	749	5,499,509	12.89	7,339	8.76	8.69
全国計	49,837	8,558	63,267,082	17.17	7,392	100.00	100.00

(注)1.世帯数は、平成16年3月末現在(市町村自治研究会編 住民基本台帳人口要覧 平成16年版)

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。